

新商品開発支援事業

企画提案募集要項

令和 7 年 5 月

那覇市経済観光部
商工農水課 商工振興グループ

1 募集概要

(1) 事業名称

「新商品開発支援事業」（以下、「本事業」という。）

(2) 事業目的

本事業は、本市のランドマークとなっているもの、祭りや特産に関するもののほか、本市独自の観光資源等を活用した商品の企画・開発を行う市内の中小企業・小規模事業者を支援し、製品化または事業化を推進すること及びアイデアや意欲がありながらも商品化や発売までに至っていない事業に対する専門家による指導や助言等による事業者育成等を目的に実施する。

(3) 業務内容

別紙1「新商品開発支援事業 業務委託仕様書」のとおり

(4) 事業費上限額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(5) 募集等の主なスケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| ① 公募開始日 | 令和7年5月2日(金) |
| ② 質問受付期間 | 令和7年5月2日(金)～5月16日(金) 17:00 まで |
| ③ 質問回答 | 令和7年5月21日(水)までに |
| ④ 応募提案書等提出期限 | 令和7年5月30日(金)正午 |
| ⑤ プレゼンテーション予定日 | 令和7年6月上旬 |
| ⑥ 契約予定日 | 令和7年6月中旬 |

2 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 本市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 租税の未申告及び滞納がないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。本市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。

(8) 沖縄県内に本社もしくは支店又は営業所を有する事業者等であること。

3 質問事項

(様式 2) 質問書に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「新商品開発支援事業に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

質問期限：令和 7 年 5 月 16 日（金）17:00 まで

宛 先：k-syou001@city.naha.lg.jp

回 答：令和 7 年 5 月 21 日（水）までに、本市ホームページに掲載する。

4 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。

ただし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること及び他の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は「2 応募資格」記載の(1)～(7)までの要件を満たすものとする。

5 提案書等作成及び提出

(1) 提出書類

- ①（様式 1）提案提出書
 - ②（様式 1-1）提案書
 - ③（様式 1-2）見積書
 - ④（様式 1-3）見積明細書
 - ⑤（様式 1-4）協力連携事業者予定調書 ※協力連携予定事業者がいる場合のみ
 - ⑥（様式 1-5）会社概要
 - ⑦（様式 1-6）業務実績調書 ※過去 3 年分の実績にかかる契約書の写しを添付すること。
 - ⑧（様式 1-7）セルフチェックリスト
 - ⑨定款
 - ⑩登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ⑪直近の市町村税の完納（滞納が無いこと）を証明する書類
- ※協力連携予定事業者においては、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪を必要とする。

(2) 形式

- ①提案書は表紙、各種様式を除いて 10 頁以内とする。
- ②各書類は 1 部単位で A4 フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。
ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。
- ③正本 1 部、副本 1 部の計 2 部及び PDF データ（CD、DVD-ROM 等。USB 不可）を提出

すること。なお、副本は正本のコピーで構わない。

- ④カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

(3) 提出期限

令和7年5月30日（金）正午

(4) 提出先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階 商工農水課

※受付は9時～17時（12時～13時は除く）。

※閉庁日（土日、祝日）は受付不可。

※郵送提出は不可。

6 提案審査評価に関する事項

(1) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションを実施により選定する。応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。プレゼンテーション審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。企画提案・価格点の計100点満点とする。

審査評価区分	審査評価方法	配点
企画提案	・書類審査 ・プレゼンテーション審査 ※なお、評価項目については、「(様式1-1) 提案書」記載の各項目とする。	95点
価格	見積額審査	5点

(2) プレゼンテーション日時及び場所（予定）

日時：令和7年6月上旬

場所：那覇市役所 本庁舎内 ※詳細な時間及び場所は別途通知する。

(3) プレゼンテーション実施内容

提案説明：15分以内

質疑応答：10分以内

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と乖離している場合は、評価の対象外とする。

(5) 評価結果の通知

委員会の選定結果を受け、優先交渉者及び次点交渉者を選定後、全提案事業者あてに

通知する。

(6) その他

- ①プレゼンテーションの順番については、企画提案書を受け付けた順とする。
- ②プレゼンテーションは、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容の変更及び資料の追加は認めない。
- ③プロジェクター、スクリーンを用いる場合は事務局で用意するが、P C等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者にて持参すること。(プロジェクター接続はHDMI 端子のみ)
- ④市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

7 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容・契約内容について詳細な協議を行い、受託事業者として決定し、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入る。

(1) 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ①本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ②本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

8 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

9 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 企画提案書に関連する事項については後日、ヒヤリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された全資料の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。

- (5) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

10 問い合わせ先

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 商工振興グループ（本庁6階）

TEL:098-951-3212 FAX:098-951-3213

E-Mail:k-syou001@city.naha.lg.jp 担当：当間